平成２６年（フ）第１３０号
熊本市東区御領５丁目９番20―201号　第３ＫＳハイツ
債務者　田中功太郎（旧姓日添）
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５号
北海道登別市若草町３丁目34番地５
債務者　渡辺シゲノ
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
北海道室蘭市柏木町36番15号
債務者　山中ちあき
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
群馬県太田市牛沢町153番地１　354コーポ202号、前住所栃木県足利市福富町1088番地５
債務者　楠部　馨介
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３２号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸978番地の８、前住所群馬県太田市新田上田中町524番地１
債務者　堀越　利子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３３号
群馬県太田市新田木崎町360番地１、前住所群馬県太田市下田島町1243番地149
債務者　藤生　豊子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第６２号
神奈川県愛甲郡愛川町春日台５丁目１番地３―205
債務者　井上　雅彦
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第６４号
神奈川県小田原市板橋272番地の１　城南荘205号
債務者　加藤　孝浩（旧姓緑川）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第８７号
神奈川県秦野市菩提136番地の４
債務者　白川正一こと　ＳＨＩＲＡＫＡＷＡ　ＳＨＩＲＡＫＡＷＡ　ＳＨＯＩＪＩ
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３６号
愛知県岩倉市西市町無量寺72番地１　スペクトル岩倉303号
債務者　宮田　佳奈
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３６号
香川県高松市香川町川東下1290番地１　オーブリー21，Ａ―101
債務者　佐藤　　忠
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３号
長崎県五島市小泊町226番地１、住民票上の前住所長崎県五島市大荒町1371番地・1372番地
債務者　小田　安芳
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第６８号
千葉県浦安市堀江１丁目32番３号　グリーンハイツ203
債務者　坂本　雅章
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６９号
千葉県浦安市堀江１丁目32番３号　グリーンハイツ203
債務者　坂本のぶ子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９０号
千葉市中央区矢作町268番地４　シャルロットシティ301号
債務者　佐々木　進
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９９号
千葉県船橋市習志野台５丁目41番７号　楽屋ハイツ101号
債務者　石川　隆寛
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係